資料１

令和８年 10 月 27 日

国家公安委員長
内閣府特命担当大臣　　葉梨　康弘　殿

依存症対策議員連盟
会　　長　中谷 元
事務局長　福山 哲郎

ギャンブル依存症対策に関する申入れ

平素より、我が国のギャンブル等依存症対策の推進にご尽力いただき、心より敬意を表します。

当議員連盟が 5 月 11 日に開催した会合において、関係行政機関からギャンブル依存症対策の実施状況について報告を受けましたが、一定の進捗は見られるものの、公営競技については、競技ごとの対応のばらつき等の問題に対する監督官庁の取組みが不十分であり、また、違法オンラインギャンブルについては、もはや広報啓発やＳＮＳ事業者への「お願い」で対応できる状況ではないことが明らかとなりました。

また、同会合において民間支援団体等から報告を受けたように、公営競技を含めたギャンブルのオンライン化等により、依存症者の若年化が進み（20 代が急増）、かつ、借金額の増大（平均額が 1,000 万円超）により犯罪や自死に至るケースも増えており、ギャンブル依存症はもはや我が国の国力を削ぐ大きな社会問題となっております。

エビデンスに基づいた実効性のあるギャンブル依存症対策が早急に講じられることを切に願い、当議員連盟から政府に対し、下記の通り申し入れます。

記

１．ギャンブルによる社会的損失等に関する調査

アルコール問題については、平成 23～25 年の厚生労働省研究班の調査により、社会的損失の推計（年間４兆 1483 億円）や飲酒行動の分析が行われ、これを踏まえて各種の対策が講じられてきた。

これに対し、ギャンブルについては、高額の借金によって横領等の犯罪に走るケースや働き盛り世代の失業、自死等の深刻な事態が数多く生じているにもかかわらず、依存症による社会的損失及びギャンブル産業の営業実態を含めた依存症の発症・進行のプロセスに関する公的な調査は、いまだに行われていない。

エビデンスに基づいた実効性のあるギャンブル依存症対策を講ずる上で、これらの調査は不可欠であり、早急に予算を確保して専門家による調査を実施すべきである。

２．クレジットカード等の後払い決済の規制

近年、公営競技のオンライン投票におけるクレジットカード等を利用した後払い決済がギャンブル依存症や高額の借金の誘因となっているとの指摘があり、昨年３月に改正されたギャンブル依存症対策推進基本計画においても、その見直しが検討課題として挙げられていたところであるが、競艇以外の競技では対応が進んでいない。

公営競技に対する行政の対応は、競技の種類ごとに所管が異なるためにばらつきがあり、また、競技の振興を担う立場からの関与であるため、事業者の自主的な取組を促す緩やかな行政指導にとどまってきたが、今や、オンライン投票における後払い決済の依存症に及ぼす影響は、競技の種類を問わず看過できない状況となっている。

依存症対策について横串を刺す総合調整機能を有するギャンブル等依存症対策推進本部が中心となって検討を進め、公営競技全般について、オンライン投票における後払い決済についての法規制を検討すべきである。

３．ポイント制の規制

公営競技におけるポイント制についても、昨年来、ギャンブル依存症の要因となっているとの指摘を受け、所管官庁からの要請により全国公営競技施行者連絡協議会が検討を行い、今年１月に、還元率の上限設定等や広告・宣伝について過度に射幸心をあおらないとの方針を示したが、その後も過剰なキャンペーン等は収まる気配がないとの報告がなされている。

公営競技の投票権の販売については、平成 16 年の競馬法改正等により、効率的に収益を上げることを目的として、民間委託やネット販売が解禁されたところであるが、その後ターゲティング広告等のオンライン環境の劇的な変化を経て、過剰に購買欲を煽る現状に至っていることを踏まえれば、ポイント制等の販売方法についても、効果の不確かな自主的取組みに任せるのではなく、公営競技全般に横断的な法規制を検討すべきである。

４．違法オンラインカジノのブロッキングの導入

昨年の議員立法によるギャンブル等依存症対策基本法改正を受け、総務省の「オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会」において、違法オンラインカジノへのブロッキング等について検討が行われ、５月 14 日に報告書案がとりまとめられた。

同報告書案においては、若年層やカジュアルユーザーに対するブロッキングの有効性を認めつつ、

①必要性（国内ＳＮＳ事業者等による削除や海外サイト運営者に対する働きかけといった他のより権利制限的ではない有効な対策が尽くされたか）

②許容性（ブロッキングにより得られる利益が失われる利益＝通信の秘密と均衡するか）

について更に検証が必要であるとしている。

しかし、①については、５月 11 日に開催した当議員連盟の会合において警察庁から報告があったように、違法情報に該当するとしてインターネット・ホットラインから削除要請がされても削除されるケースは非常に少ない（令和７年９月からの３か月間

で、違法オンラインカジノウェブサイトについては 464 件中 43 件、違法オンラインカジノへの誘導情報の発信については 2789 件中 558 件）上に、海外サイトの多くは海外では合法であるため取締り等も困難であり、既に①の要件を満たしているといえる。

また、②については、同報告書案においても、ギャンブル依存症による弊害は本人のみならず周囲の者の人生をも奪う人格的利益に関わる問題であること、また、違法オンラインカジノ固有の危険性があること（スマホから 24 時間可能、利用者特に若年層を中毒に陥らせるアルゴリズム等）を認めた上で、違法オンラインカジノによる依存症の実態を把握・評価する必要があるとされており、ギャンブルによる社会的損失等に関する調査をきちんと実施すれば、②の要件を満たすことは明らかとなると考えられる。

深刻な被害を生み続ける違法オンラインカジノに迅速かつ適切に対処すべく、ブロッキングの制度設計に関する具体的な検討を加速すべきである。

５．十分な普及啓発等の予算の確保

ギャンブル事業においては、ＳＮＳ広告も含め巨額の広告宣伝費が投じられている一方で、依存症に関する普及啓発のための厚生労働省の予算は、アルコール、ギャンブル、薬物を合わせて 5,000 万円にとどまっている。数年後にはカジノ開業も控える中で、この程度の予算規模では、有効な普及啓発の対策を講じることは困難であり、アルコール・薬物とは別建てのギャンブル依存症啓発予算を早急に確保すべきである。

またギャンブル依存症対策のための費用については、本来、税金を投じるのではなく、原因者負担の考え方に基づき、ギャンブル事業者が相応の負担を担うべきであり、例えば、公営競技については、普及啓発等のギャンブル依存症対策の費用に充てるための特別の国庫納付金を設けること等を検討すべきである。

以上